

平成 2 2 年度

越谷・松伏水道企業団人事行政の運営等の状況

平成 2 3 年 1 0 月

越谷・松伏水道企業団

越谷・松伏水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成22年度の職員給与等について公表します。

～ 目 次 ～

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況	2
(2) 職位別任用状況	2
(3) 職員の退職の状況	2
(4) 級別職員数の状況	2
(5) 職員の再任用の状況	3
(6) 職員数の推移	3
(7) 職種別職員の状況	3

2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況	4
(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	4
(3) 職員の初任給の状況	4
(4) 特別職の報酬などの状況	4
(5) 職員手当の状況	5

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間	7
(2) 休暇制度の概要・種類等	7
(3) 年次休暇の取得状況	9
(4) 育児休業等の取得状況	9
(5) 時間外勤務（超過勤務）の状況	9

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況	11
(2) 懲戒処分の状況	11

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況	11
-----------------	----

6 職員の研修の状況

(1) 研修の概要	12
-----------	----

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度の概要	13
(2) 公務災害の概要	13

1 職員の任免及び職員数に関する状況

企業団においては、お客様サービスの向上に努めながらも職員数については極力抑制を図ってきました。職員の推移等については（6）と（7）のとおりです。

(1) 職員の採用の状況

当企業団の職員は、すべて越谷市からの派遣職員で構成されており、独自の採用は行っておりません。

(2) 職位別任用状況

平成23年4月1日現在、副課長相当以上の職の総数は11人です。

(3) 職員の退職の状況

平成22年度における退職者は、9人でした。

(4) 級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

企業職（一）

区分	標準的な職の内容	職員数(人)	構成比(%)
8級	局長	1	1.1
7級	次長、副参事	2	2.3
6級	課長、主幹	4	4.5
5級	副課長、副主幹	4	4.5
4級	係長、主査	37	42.1
3級	副主査	13	14.8
2級	主任	9	10.2
1級	主事、技師	18	20.5
計		88	100.0

企業職（二）

区分	標準的な職の内容	職員数(人)	構成比(%)
3級	統括技能主任	1	5.6
2級	水道施設管理主任、技能主任、守衛業務主任	9	50.0
1級	水道施設管理員、技能員、守衛	8	44.4
計		18	100.0

(5) 職員の再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者等のうち改めて採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常時勤務職員と同法第28条の5の規定による短時間勤務職員です。

区 分	22年度	23年度
常時勤務	3人	3人
短時間勤務	13人	14人

(6) 職員数の推移 *再任用短時間勤務職員は除く

平成21年4月1日	平成22年4月1日	平成23年4月1日
109人	106人	106人

(7) 職種別職員の状況 *再任用短時間勤務職員は除く

職 種	平成22年度	平成23年度	増 減
事務職員(企一)	39人	39人	
技術職員(企一)	41人	40人	△1人
集金職員(企一)	9人	9人	
技能職員(企二)	17人	18人	1人
計	106人	106人	0人

2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末手当 勤勉手当	計 B	
22 年度	人 106	千円 443,593	千円 95,229	千円 170,526	千円 709,348	千円 6,692

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	企業職(一)	企業職(二)
平均給料月額	351,432円	274,100円
平均給与月額	387,504円	288,590円
平均年齢	46.0歳	39.7歳

(3) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	初 任 給	
事務・技術職	大 学 卒	178,800円
	短 大 卒	161,600円
	高 校 卒	149,800円

(4) 特別職の報酬などの状況(平成23年4月1日現在)

職 名	報 酬 等	職 名	報 酬 等
議 長	38,900円/月	企 業 長	742,000円/月
副 議 長	34,700円/月	参 与	56,000円/月
議 員	33,700円/月	監 査 委 員	340,000円/年

(5) 職員手当の状況

越谷・松伏水道企業団企業職員の給与に関する規程に基づき支給

ア 扶養手当・住居手当・特殊勤務手当・管理職手当・通勤手当・期末勤勉手当・退職手当

手当の種類	主 な 内 容 (平成23年4月1日現在、記載金額は月額)	22年度 支給実績												
扶 養 手 当 第11条	配偶者 13,000円/月 扶養親族 6,500円/月 特定の加算 5,000円/月 注意(※1)	14,106千円												
住 居 手 当 第11条の3	借家 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 =住居手当額(27,000円/月を限度) 新築・購入から5年以内の期間 5,500円/月 その他 4,000円/月	9,659千円												
通 勤 手 当 第12条	交通機関利用者 6ヵ月定期等の最も経済的な額 自動車等利用者 (1km以上)使用距離に応じ 3,800~24,500円/月の範囲内の額 併用限度額 55,000円/月	7,719千円												
特殊勤務手当 第13条	特殊自動車運転作業手当 バックホー150円/日 トラック・ダンプカー100円/日 徴収手当 200円/日 夜間特殊業務手当 深夜22時~翌5時まで勤務した場合(勤務1回当たり) 2時間未満410円 2時間以上~5時間以下730円 5時間超1,100円	1,517千円												
管 理 職 手 当 第13条の2	局 長65,000円/月 次 長55,000円/月 副参事50,000円/月 課 長45,000円/月 主 幹40,000円/月 副課長35,000円/月 副主幹30,000円/月	6,539千円												
期 末 手 当 勤 勉 手 当 第18条及び 第18条の2	<平成23年度支給割合> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">期 末 手 当</td> <td style="text-align: center;">勤 勉 手 当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;">1.225月分</td> <td style="text-align: center;">0.675月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;">1.375月分</td> <td style="text-align: center;">0.675月分</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">2.60月分</td> <td style="text-align: center;">1.35月分</td> </tr> </table> 職制上の段階、職務の級等による加算措置…有		期 末 手 当	勤 勉 手 当	6月期	1.225月分	0.675月分	12月期	1.375月分	0.675月分	合 計	2.60月分	1.35月分	170,526千円
	期 末 手 当	勤 勉 手 当												
6月期	1.225月分	0.675月分												
12月期	1.375月分	0.675月分												
合 計	2.60月分	1.35月分												
退 職 手 当	<支給率> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">普 通</td> <td style="text-align: center;">定年・勸奨</td> </tr> <tr> <td>勤続20年</td> <td style="text-align: center;">23.5月分</td> <td style="text-align: center;">30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td style="text-align: center;">33.5月分</td> <td style="text-align: center;">41.34月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td style="text-align: center;">47.5月分</td> <td style="text-align: center;">59.28月分</td> </tr> </table>		普 通	定年・勸奨	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	(埼玉県市町村総合事務組合から同組合条例に基づき支給)
	普 通	定年・勸奨												
勤続20年	23.5月分	30.55月分												
勤続25年	33.5月分	41.34月分												
勤続35年	47.5月分	59.28月分												

注意 ※1 特定の加算とは、扶養親族の子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合に支給するものです。

イ 地域手当（平成22年度決算額）

支 給 率	給料+扶養手当 の合計の6%※
支給対象職員数	106人
支給対象職員1人 当り平均支給年額	263千円

ウ 超過勤務手当（平成22年度決算額）

支 給 総 額	17,819千円
職員1人当り 平均支給年額	188千円

※ 平成22年度において、地域手当は6%又は7%とする経過措置等が設けられておりますが、平成23年度以降は6%になります。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（平成23年4月1日）

越谷・松伏水道企業団就業規則第6条、第7条に規定

職員の勤務時間は、一週間当たり38時間45分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時00分まで又は、8時45分から17時15分までの勤務となっております。

交替勤務制の職員も、勤務時間は週38時間45分として、勤務の割り振りをしています。

(2) 休暇制度の概要・種類等

越谷・松伏水道企業団就業規則第14条から第17条の3に規定

職員の休暇には、年次休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇があり、それぞれ概要は、次の表のとおりです。

休暇の種類		休暇の概要
年次休暇		労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる有給による休暇であり、1年度につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	公傷病等による療養休暇	職員が公務もしくは通勤のため負傷し、又は疾病にかかった場合は、その療養に必要と認められる期間。その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
	私傷病による療養休暇	職員が結核性疾患にかかった場合は1年以内、その他の私傷病にかかった場合は90日以内で最小限度必要と認められる期間。 その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	産前産後休暇	出産予定の女性職員が、産前の休養を願い出た場合は、その予定日以前6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)の産前休暇が付与されます。 出産した女性職員には、産後の休養として8週間の休暇が付与されます。
	生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な女性職員が、休養を願い出た場合は、3日以内の休暇が付与されます。
	結婚休暇	職員が結婚をするときは、その願い出により7日以内、職員の子が結婚するときは、3日以内の休暇が付与されます。
	忌引休暇	職員が親族の喪に遇ったときは、別に定める基準により、10日以内の休暇が付与されます。
	夏季休暇	職員が6月1日から9月30日までの夏季期間において健康の保持及び増進を目的として受ける場合に企業長が必要と認める日数が付与されます。

特 別	ボランティア休暇	<p>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合でその勤務しないことが相当であると認められる場合は1年を通じて5日以内の休暇が付与されます。</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて企業長が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>
	子の看護休暇	<p>小学校修了までの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、5日の範囲内(小学校修了までの子が2人以上の場合は10日)で日又は時間で休暇が付与されます。</p>
休 暇	短期の介護休暇	<p>職員が規則で定める要介護者の世話をするため勤務しないことが相当であると認められる場合、5日の範囲内(要介護者が2人以上の場合は10日)で、日又は時間で休暇が付与されます。</p>
	妻の出産補助休暇	<p>職員の配偶者の出産に伴い、勤務しないことが相当であると認められる場合、3日の範囲内で、入院等の日から産後2週間までの間、日又は時間で休暇が付与されます。</p>
	男性職員の育児参加のための休暇	<p>男性職員の育児参加を促進するため、妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの期間に、出産に係る子又は上の子(小学校就学前)の養育のため5日の範囲内で、日又は時間で休暇が付与されます。</p>

特 別 休 暇	その他の特別休暇	<p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通遮断又は隔離 そのつど必要と認める期間</p> <p>2 風水震災その他の非常災害による交通遮断 そのつど必要と認める期間</p> <p>3 風水震災その他の天変地変による職員の現住居の滅失 又は破壊 1週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間</p> <p>4 その他交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合 そのつど必要と認める期間</p> <p>5 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 その都度必要と認める期間</p> <p>6 その他企業長の認めた場合 その期間</p>
介護休暇		<p>介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則に定める者の負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、6月以内で必要と認められる期間で日又は時間で付与されます。</p> <p>介護休暇については、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額が減額されます。</p>
組合休暇		<p>労働組合の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇です。組合休暇は、日又は時間を単位として、1年度につき20日以内で付与されます。</p>

(3) 年次休暇の取得状況

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの年次有給休暇の平均取得日数は、16.7日でした。

(4) 育児休業等の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを認める制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。22年度に取得した職員は1人でした。

また、職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しないことができる部分休業、及び1週間の勤務時間よりも短い時間で勤務することができる育児短時間勤務の制度があり、休業した期間の給与は減額されます。22年度に取得した職員はおりませんでした。

(5) 時間外勤務（超過勤務）の状況

平成22年度における四半期ごとの時間外勤務の1人当たり月平均時間の状況は下表のとおりです。

(単位:時間)

第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)	年間
6.9	5.2	7.1	9.6	86.4

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成22年度において、免職処分された者及び降任処分された者はありませんでした。

(2) 懲戒処分の状況

平成22年度において、懲戒処分を受けた者はありませんでした。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

越谷・松伏水道企業団就業規則第19条に規定

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません(地方公務員法第35条)。

ただし「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成22年度における承認件数は、23件となっています。

6 職員の研修の状況

(1) 研修の概要

平成22年度に実施した研修は合計で89コースあり、延べ研修人員は291人です。

実施機関	研修名	参加人員
越谷・松伏水道企業団	転入職員研修	15人
	次亜及び電気設備取扱講習	17人
	ファイリング維持管理事前研修会	21人
	ファイリング維持管理研修会	16人
	普通救命講習I	20人
越谷市	行政法研修	3人
	監督職員（係長職）研修	7人
	監督職員（副主査）研修	3人
	政策法務研修	4人
	法制執務研修	1人
	危機管理研修	2人
	行政対象暴力対応研修会	4人
	特別委員会傍聴研修	7人
	交通安全講習	4人
	情報セキュリティ研修	29人
	DV・ハラスメント研修	1人
	越谷市職員認知症サポーター養成講座	8人
	情報化研修	12人
	他 22件	61人
日本水道協会	水道基礎講座	1人
	水道事業実務研修会（経営部門）Aコース	1人
	水道事業実務研修会（経営部門）Bコース	1人
	未納料金対策実務研修会	1人
	漏水防止講座	1人
	浄水場等設備技術実務研修会	1人
	水道技術管理者研修会	2人
	水道技術者専門別研修会（水質管理部門）	1人
	水道技術者研修会	2人
	水道研修会	2人
	配水管工技能講習会	1人
	配管設計講習会	2人
	他 8件	19人
財団・民間等	一般緊急自動車運転技能者課程研修会	1人
	危険物取扱者保安講習	1人
	公害防止主任者資格認定講習	1人
	市町村アカデミー（法令実務A）	1人
	地方公営企業財務会計講習会	1人
	水道技術管理者講習会	2人
	他 8件	14人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。当企業団では、当該制度を運用・実施する埼玉縣市町村職員共済組合に加入しています。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・傷害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

また、地方公務員法第42条に基づく福利厚生事業として、職員の健康保持を目的とした事業や各職場等におけるスポーツ・レクリエーション事業を実施しています。

(2) 公務災害の概要

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、傷害及び死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

なお、平成22年度中における公務災害の認定件数はありませんでした。